

令和6年度～8年度の第1号被保険者介護保険料

所得段階を国の基準どおり13段階とし、第1段階から第3段階までは公費による軽減(基準額に対する割合欄中のカッコ内は軽減前の割合)を実施しています。

段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料(円)
第1段階	●老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税の方 ●生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方		0.285 (0.455)	19,840 31,670
第2段階	世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方	0.485 (0.685)	33,760 47,680
第3段階		課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の方	0.685 (0.69)	47,680 48,020
第4段階	本人が住民税非課税 (世帯に課税者がいる)	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	0.9	62,640
第5段階		課税年金収入額+合計所得金額が80万円超の方	基準額	69,600
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.2	83,520
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	90,480
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	104,400
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	118,320
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	132,240
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	146,160
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	160,080
第13段階		合計所得金額が720万円以上の方	2.4	167,040

美浜町 第9期 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画(令和6年度～令和8年度)

発行:令和6年3月

編集:美浜町 健康福祉課

〒919-1192 福井県美浜町郷市25-25 TEL:0770-32-6704 FAX:0770-32-6050

Eメール:kaigo@town.fukui-mihama.lg.jp

美 浜 町

第9期介護保険事業計画
及び 高齢者福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

[概要版]



令和6年3月

美 浜 町

計画策定の背景と趣旨

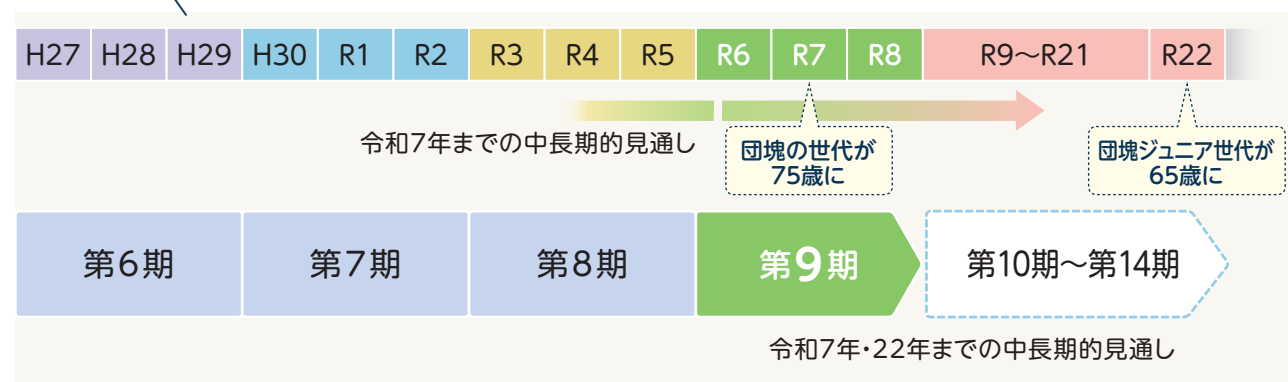
全国的に人口減少が進む中、目前に迫っている令和7(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。さらに、その先の令和22(2040)年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口(担い手)が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が懸念されています。

本町では、令和3(2021)年3月に「美浜町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」(以下、前計画という。)を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。前計画の期間が令和5(2023)年度で終了するため、これまでの取組みを検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者の保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とする「美浜町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」(以下、本計画という。)を策定することとします。

計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

計画の期間



日常生活圏域

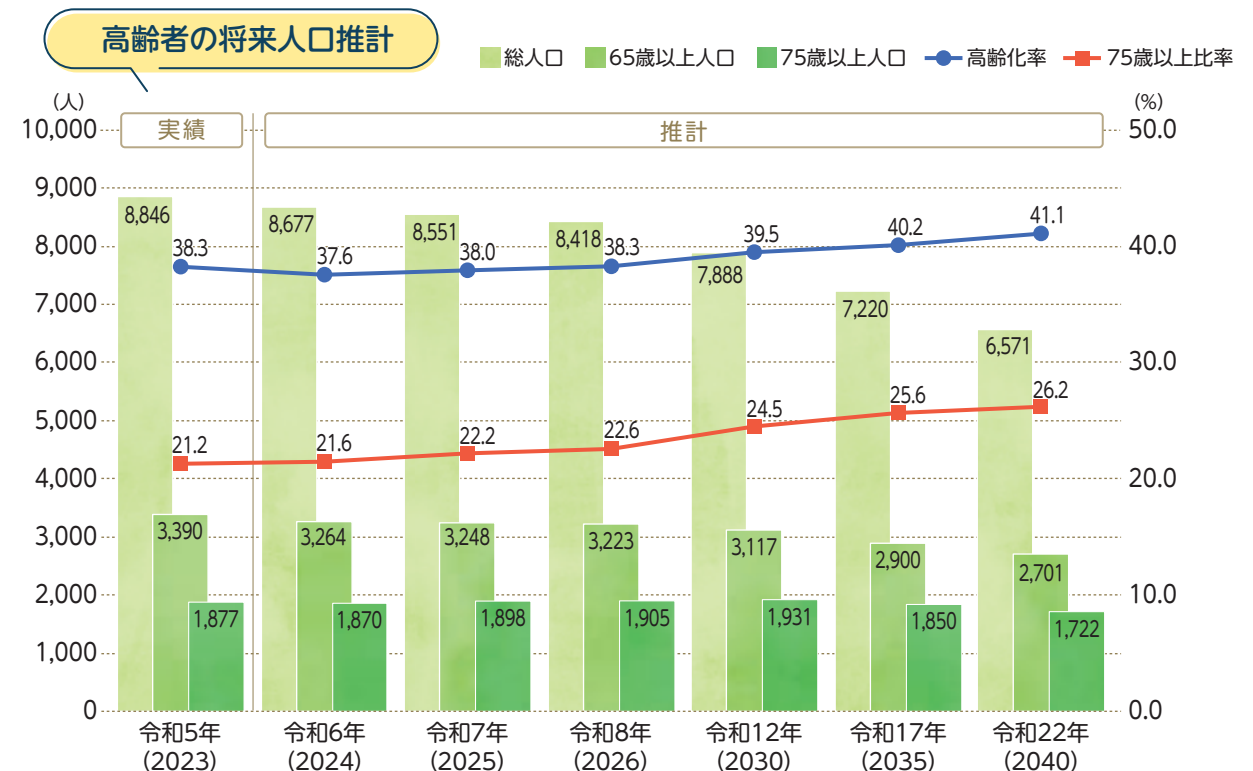
介護保険事業計画では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービス施設の整備状況などを総合的に勘案し、高齢化のピーク時までをめざすべき地域包括ケアシステムを念頭において、日常生活圏域を定めることとされています。

本町においては、高齢者保健福祉施策の取組みの継続・発展の観点から、中規模である中学校区を日常生活圏域として、1圏域を設けています。

本町高齢者の状況と見込み

(1) 高齢者人口の将来推計

計画期間である令和6~8年においては、本町の総人口、高齢者人口はともに減少傾向にあり、令和8年の高齢者人口は3,223人になると見込まれます。なお、長期的な推計によれば、総人口は徐々に減少し、高齢者人口の減少割合は緩慢なために、高齢化率は上昇傾向にあります。令和22年には2,701人、高齢化率41.1%になると想定されます。

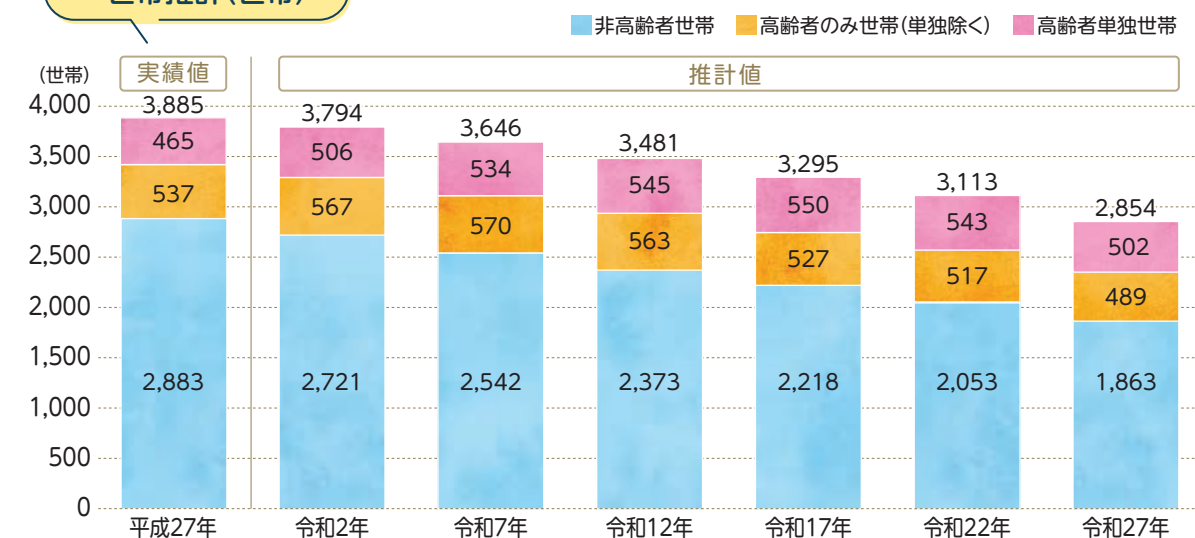


資料:見える化システム(9月末日ベース推計)

(2) 世帯

国勢調査を基にG空間情報センター(国土交通省)が推計した世帯推計を見ると、総世帯数は減少傾向にありますが、高齢者のみ世帯は令和7年以降減少傾向、高齢者単独世帯は令和17年まで増加傾向、それ以後減少傾向にあります。また令和17年には高齢者単独世帯数が高齢者のみ世帯を抜いています。

世帯推計(世帯)



資料:G空間情報センター

計画の基本理念



基本理念

誰もが安心して暮らせる ぬくもりとふれあいの町

本町においては、75歳以上の高齢者は増加傾向にあり、それに伴う介護ニーズの増加が見込まれていることから、町民一人ひとりが、主体的に自分や家族が暮らしたい地域のかたちを考え、地域で困っている課題を解決したいという気持ちで活動し、一つの課題から地域住民と関係機関が連携して解決するプロセスを繰り返すことが重要です。

社会参加の促進と担い手の育成、介護予防活動の充実、認知症施策の充実が必要です。元気な高齢者から介護等が必要な高齢者、介護に携わる人々だれもが、いつまでも安心していきいきと暮らせる地域の実現をめざし、3つの基本目標と3つの重点事項を定めます。

3つの 基本目標

- 基本目標 1** 安心して暮らせる地域をつくろう
～地域包括ケアシステムの深化・推進～
- 基本目標 2** 心身ともに健康にいきいきと暮らせるまちをつくろう
～健康・予防～
- 基本目標 3** 安心して介護サービスを利用できるまちをつくろう
～介護保険制度の適切な運営～

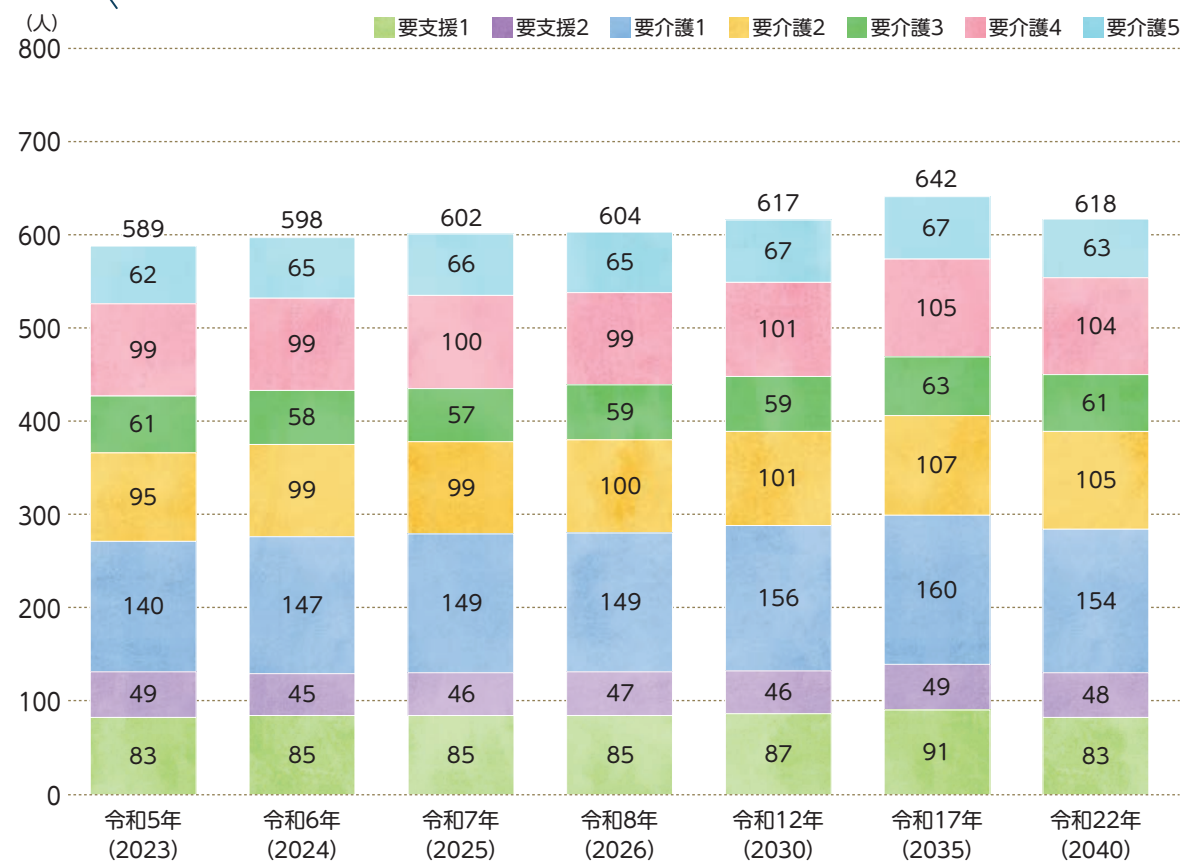
3つの 重点事項

- 重点事項 1** 社会参加の促進と担い手の育成
通いの場やボランティア活動等の参加機会を明確にし、積極的な社会参加を促すとともに、担い手を育成します。
- 重点事項 2** 介護予防活動の充実
効果的な介護予防への取組みを強化します。
- 重点事項 3** 認知症施策の充実
認知症高齢者の家族への支援に加え、本人の意見を尊重した支援の充実を図ります。

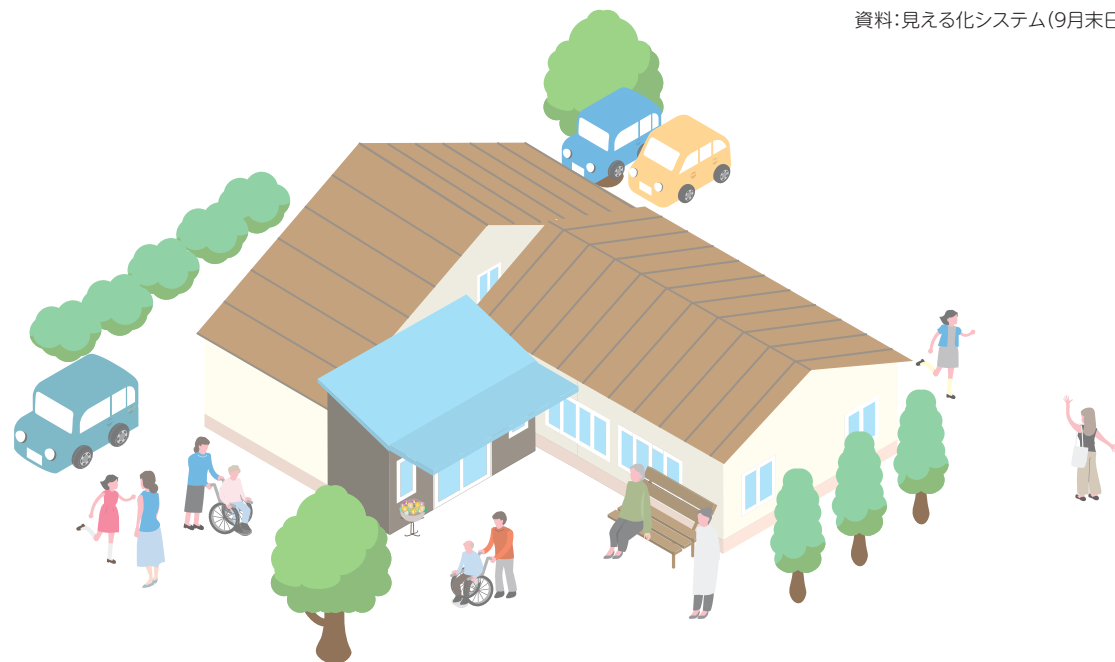
(3)要支援・要介護認定者数の将来推計

推計結果によれば、計画期間である令和6～8年において認定者数は増加が続き、令和8年度には604人に達するものと見込まれます。なお、長期的な推計によれば、その後も認定者数の増加は令和17年まで続き、令和22年には減少傾向に転じ618人になると想定されます。

要支援・要介護認定者数の推計



資料：見える化システム(9月末日ベース推計)



基本目標

基本目標

1

安心して暮らせる地域をつくろう ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

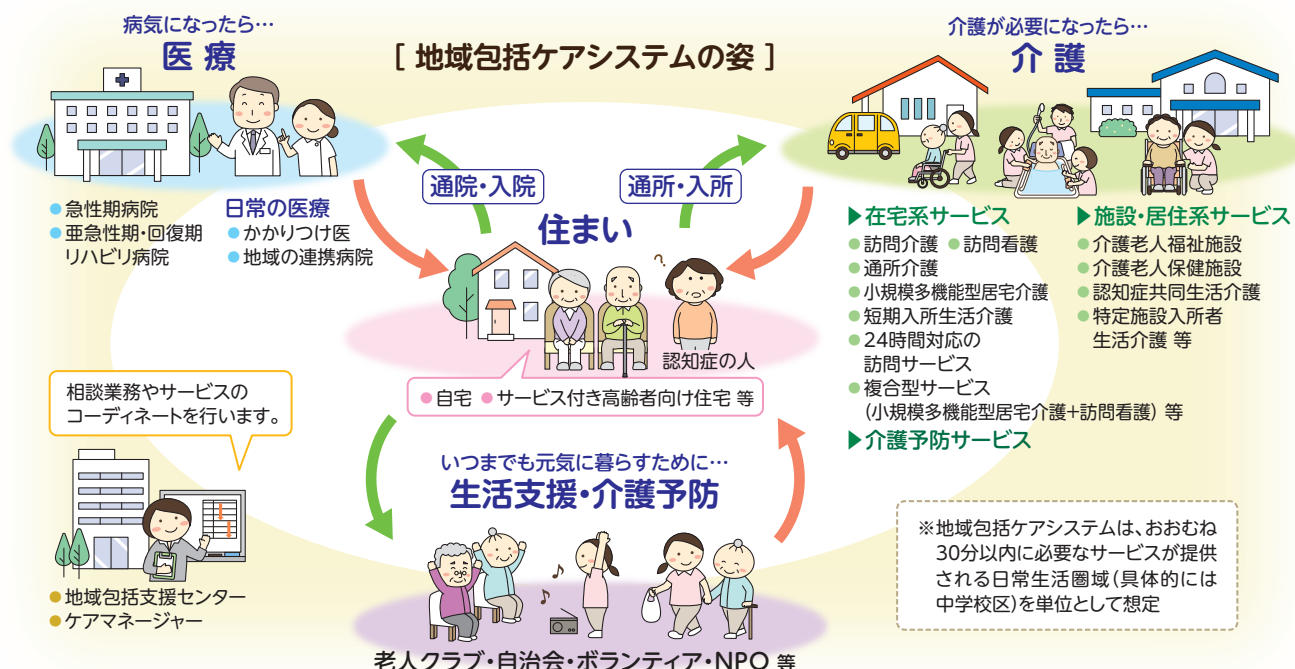
- 1-1 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進
- 1-2 みんなで支えあう意識と体制づくり
- 1-3 在宅医療・介護連携の強化
- 1-4 相談支援の強化
- 1-5 生活支援サービスの充実
- 1-6 介護者への支援

今後の高齢化の進展に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行うためには、地域において高齢者の生活を支える住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図っていく必要があることから、地域で助け合い支え合うネットワークの充実や医療と介護の連携体制の構築、相談支援体制の充実等に向けた取組みを進めます。

施策の展開

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の推進
- ボランティア活動の支援
- 地域福祉活動の担い手の育成
- 災害等の緊急時における支え合いの強化
- 権利擁護の推進
- 在宅医療・介護サービスの普及啓発
- 多職種連携の推進
- 相談体制の強化・充実
- 重層的支援体制整備の促進
- 生活支援体制整備事業の推進
- 地域あいあいポイント事業の運営
- 家族の会への支援
- 家族介護者への相談・助言
- 家族介護支援サービスの充実



基本目標

2

心身ともに健康にいきいきと暮らせるまちをつくろう ～健康・予防～

- 2-1 地域社会への積極的な参加の促進
- 2-2 若年期からの健康づくり
- 2-3 自立支援・重度化予防の推進

本町では、誰もが生きがいを持ち健やかで幸せに暮らせるまちづくりをめざしています。高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを行うためには、高齢者の自立支援や介護予防、生きがいづくりの充実・推進を図っていく必要があることから、地域における住民主体の介護予防活動や健康づくりの推進、社会参加による交流の促進、活躍できる場づくりの充実等に向けた取組みを進めます。

施策の展開

- 住民主体の「通いの場」の促進
- 地域活動の促進
- 保健事業と介護予防の一体的実施
- 就労活動の促進
- 若年期からの健康づくりの推進
- 健康診査の受診率向上と自己管理の強化
- かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 介護予防把握事業の推進
- フレイル(虚弱)予防の推進
- 介護予防事業の実施・評価体制

基本目標

3

安心して介護サービスを利用できるまちをつくろう ～介護保険制度の適切な運営～

- 3-1 認知症施策の充実
- 3-2 状態に応じた適切な介護サービスの利用
- 3-3 介護サービスの充実と質の向上
- 3-4 保険者機能の強化

高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、介護・福祉サービスの充実したまちづくりを行う必要があることから、在宅生活を支えるサービスの充実と家族介護者への支援、介護サービスの質の向上や介護人材の育成・確保に向けた取組みなどを進めます。

施策の展開

- 認知症の共生と予防の推進
- 医療機関との連携
- 地域ぐるみでの支援に向けた交流の促進
- 若年性認知症への支援
- 要介護認定の適正化
- 積極的な介護サービス情報の提供
- 状態に応じたケアマネジメントの推進
- 介護サービス事業所等への支援
- 人材の育成と確保
- 安心して暮らせる住まいの確保
- 指定事業所への運営指導
- 介護給付の適正化
- ICTの利用促進